

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第16号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
略	地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。
本庁	本庁
(1)～(18) 略	(1)～(18) 略
<u>(19)～(38)</u> 略	<u>(19) 会計検査主幹</u>
略	<u>(20)～(39)</u> 略
	略

(香川県行政組織規則の一部改正)

第2条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 略	第3条 略
第4条・第5条 略	第4条・第5条 略
第6条 略	第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
環境政策課・環境管理課 略	環境政策課・環境管理課 略
みどり整備課	みどり整備課
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
<u>(9) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)の施行に関すること。</u>	
<u>(10)～(13)</u> 略	<u>(9)～(12)</u> 略

(14) 公湊森林公園、ドングリランド及び満濃池森林公園に関すること。

(15)・(16) 略

みどり保全課・廃棄物対策課 略

第8条 略

産業政策課 略

企業立地推進課

(1)～(3) 略

経営支援課

(1)～(6) 略

(7) 中小企業等経営強化法の施行に関すること（経営革新計画及び経営力向上計画に係るものに限る。）。

(8)～(10) 略

労働政策課 略

第10条 略

農政課～農業生産流通課 略

畜産課

(1)～(5) 略

(6) 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の施行に関すること。

(7)～(14) 略

土地改良課～水産課 略

(職)

第13条 略

2～6 略

7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、専門補佐、副所長、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

8・9 略

(13) 公湊森林公園及び満濃池森林公園に関すること。

(14)・(15) 略

みどり保全課・廃棄物対策課 略

第8条 商工労働部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課 略

企業立地推進課

(1)～(3) 略

(4) 太陽光発電施設の立地に関すること。

経営支援課

(1)～(6) 略

(7) 中小企業等経営強化法の施行に関すること（経営革新計画に係るものに限る。）。

(8)～(10) 略

労働政策課 略

第10条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課～農業生産流通課 略

畜産課

(1)～(5) 略

(6) 畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の施行に関すること。

(7)～(14) 略

土地改良課～水産課 略

(職)

第13条 略

2～6 略

7 課に、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、会計検査主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、課長補佐、室長補佐、専門補佐、副所長、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員を置くことができる。

8・9 略

<p>(職務)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</p> <p>15 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 政策調整監、医療調整監、参事、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、防災指導監、家畜防疫主幹、<u>会計検査主幹</u>、検査主幹、主幹、専門監、副主幹、専門副主幹、主席専門指導員、主席指導員、専門検査員、主任及び主任専門指導員は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</p> <p>15 略</p>
--	--

(香川県大阪事務所規則の一部改正)

第3条 香川県大阪事務所規則(昭和37年香川県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 <u>事務所に、総務・観光物産振興課及び企業立地・U J I ターン等推進課を置く。</u></p> <p>(分掌事項)</p> <p>第3条 <u>総務・観光物産振興課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>その他他課の所掌に属しない事項に関すること。</u></p> <p>2 <u>企業立地・U J I ターン等推進課の分掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>企業誘致及び産業集積の促進並びに産業振興に必要な情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県外在住者の県内における定住、就労等の促進に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>事務所は、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>企業誘致及び産業集積の促進並びに産業振興に必要な情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>県外在住者の県内における定住、就労等の促進に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p>

<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 副所長</p> <p>(3) 課長</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副所長は、所長を補佐する。</p> <p>3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4・5 略</p> <p>第6条 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 事務所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次長</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 次長は、所長を補佐する。</p> <p>3・4 略</p> <p>第5条 略</p>
---	---

(香川県子ども女性相談センター規則の一部改正)

第4条 香川県子ども女性相談センター規則（平成12年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 センターに、総務課、<u>児童虐待対策課、相談支援課、地域連携支援室、女性課、判定課及び西部子ども相談センターを置き、西部子ども相談センターに、児童虐待対策課及び相談支援・判定課を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>児童虐待対策課の分掌業務は、次に掲げる業務（西部子ども相談センターの所掌に属するものを除く。）とする。</u></p> <p>(1) <u>児童虐待に係る児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと（地域連携支援室の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>児童虐待に係る児童福祉施設等への措置に関すること。</u></p> <p>4 相談支援課の分掌業務は、次に掲げる業務（西部子ども相談センターの所掌に属するものを除く。）とする。</p>	<p>(組織及び業務分掌)</p> <p>第3条 センターに、総務課、<u>子ども相談課</u>、地域連携支援室、女性課、判定課及び西部子ども相談センターを置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>子ども相談課</u>の分掌業務は、次に掲げる業務（西部子ども相談センターの所掌に属するものを除く。）とする。</p>

- (1) 児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと（児童虐待対策課及び地域連携支援室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉施設等への措置に関すること（児童虐待対策課の所掌に属するものを除く。）。

5～7 略

8 西部子ども相談センター児童虐待対策課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第3項各号に掲げる業務とする。

9 西部子ども相談センター相談支援・判定課の分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第4項各号及び第7項各号に掲げる業務とする。

- (1) 児童に関する相談に応ずるとともに、必要な調査及び指導を行うこと（地域連携支援室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉施設等への措置に関すること。

4～6 略

7 西部子ども相談センターの分掌業務は、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡及び仲多度郡の区域における第3項各号及び前項各号に掲げる業務とする。

(地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則の一部改正)

第5条 地方公営企業に置かれる職のうち政治的行為の制限を受ける職を定める規則（平成19年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 出先機関の院長、副院長、事務局長、検診センター長、看護部長、事務局次長、院長補佐、中央検査部長、主任部長、部長、薬剤部長、主幹、副薬剤部長、副看護部長、課長、室長及び医長</p>	<p>病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 出先機関の院長、副院長、事務局長、検診センター長、看護部長、事務局次長、院長補佐、中央検査部長、主任部長、部長、薬剤部長、主幹、副薬剤部長、副看護部長、課長及び医長</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。